

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	苫小牧市 介護保険関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

苫小牧市は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

苫小牧市長

公表日

平成31年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	<p>介護保険法に基づき、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び苦小牧市個人番号の利用に関する条例に基づき、以下の事務において取扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に関する届出の受理・審査・応答に関すること ・被保険者証または認定証に関すること ・介護給付、予防給付または市町村特別給付の支給に関すること ・要介護認定、要介護更新認定または要介護状態区分の変更の認定の申請の受理・審査・応答に関すること ・要支援認定、要支援更新認定または要支援状態区分の変更の認定の申請の受理・審査・応答に関すること ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理・審査・応答に関すること ・居宅介護サービス費等の額の特例または介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理・審査・応答に関すること ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関すること ・保険給付の支払の一時差止に関すること ・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関すること ・保険料の徴収または賦課に関すること ・地域支援事業に関すること ・介護保険サービス利用者負担軽減に関すること(独自利用) <p>＜高額医療合算介護(予防)サービス費の支給について＞ 介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>＜中間サーバーについて＞ 情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について情報連携を行う。各情報保有機関は情報提供ネットワークシステムに接続するに当たり情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> (1)介護保険システム (2)介護保険審査等支払システム (3)伝送通信ソフト (4)団体内統合宛名システム (5)中間サーバー (6)住民基本台帳ネットワークシステム (7)既存住民基本台帳システム(基幹業務システム(住民記録照会))
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>○番号法 第9条第1項 別表第1(項番68)</p> <p>○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p> <p>○苦小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第1項 別表1(項番1(1)) 第2項 別表2(項番8)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p><情報照会の根拠> <input type="radio"/>番号法第19条第7号 別表第2(項番93、94、95) <input type="radio"/>番号法第19条第8号 (番号法第9条第2項に基づく条例事務に係る情報照会) <input type="radio"/>番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条</p> <p><情報提供の根拠> <input type="radio"/>番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56 の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、106、109、117、120) <input type="radio"/>番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第12条の2、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、 第47条、第49条、第53条、第55条の2</p>
----------------	---

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部介護福祉課、市民生活部国保課
②所属長の役職名	福祉部介護福祉課長、市民生活部国保課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>福祉部介護福祉課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6340 メールアドレス:kaigo@city.tomakomai.hokkaido.jp</p> <p>市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6418 メールアドレス:kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp</p>

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>福祉部介護福祉課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6340 メールアドレス:kaigo@city.tomakomai.hokkaido.jp</p> <p>市民生活部国保課(苫小牧市旭町4丁目5番6号) 電話番号:0144-32-6418 メールアドレス:kokuho@city.tomakomai.hokkaido.jp</p>
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年8月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年8月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番68) ○苦小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第1項 別表1(項番1(1)) 第2項 別表2(項番19)	○番号法 第9条第1項 別表第1(項番68) ○番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条 ○苦小牧市個人番号の利用に関する条例 第3条第1項 別表1(項番1(1)) 第2項 別表2(項番8)	事後	主務省令の追加及び条例改正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7号 別表第2 (情報照会の根拠) 項番93、94、95 (情報提供の根拠) 項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、106、109、117、120 ○番号法第19条第14号 (番号法第9条第2項に基づく条例事務に係る情報照会)	<情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番93、94、95) ○番号法第19条第8号 (番号法第9条第2項に基づく条例事務に係る情報照会) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第46条、第47条 <情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号 別表第2(項番1、2、3、4、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、106、109、117、120) ○番号法別表第2の主務省令で定める事務を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第12条の2、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第53条、第55条の2	事後	主務省令の追加及び法改正のため
平成31年1月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉部介護福祉課長 小泉 伸明、 市民生活部国保課長 相原 雅人	福祉部介護福祉課長、市民生活部国保課長	事後	様式改正のため
平成31年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年8月10日 時点	事後	計数時点の更新